平成２８年（フ）第１６号
千葉県旭市ニ1260－８　石毛アパート、住民票上の住所千葉県香取市小見川5703番地20
破産者　田辺　禮子（旧姓遠藤）
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第１８０２号
名古屋市中川区下之一色町字松蔭６丁目７番地の４
破産者　杉一商事株式会社
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８６号
名古屋市中区富士見町15番39号プレシャスサイト304号
破産者　株式会社アルファ・テクニカ
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０２号
島根県仁多郡奥出雲町大馬木844番地
破産者　澤田　治利
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０５号
松江市西川津町682番地、前住所松江市上本庄町672番地
破産者　藤井　芳子
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８号
松江市八雲台２丁目１番34号
破産者　株式会社プリマベーラ
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８４号
広島県福山市昭和町７番10号201
破産者　株式会社響Ｄｉｎｉｎｇ
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４０号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋2489番地１
破産者　株式会社西日本電工
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１８１号
大分市大在北３丁目１番32号
破産者　有限会社Ｃ・Ｓサポート
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２１７号
北海道釧路郡釧路町新開４丁目32番地
破産者　株式会社森のうさぎ
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２１号
北海道目梨郡羅臼町知昭町11番地
破産者　マルヨ水産有限会社
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第４９号
群馬県伊勢崎市西久保町３丁目885番地７
破産者　有限会社ウッドクラフト
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９９号
東京都西東京市北原町２丁目16番１号野口ハイツ101号
破産者　堤　里佳子
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２０１号
東京都西東京市田無町７丁目18番22号
破産者　メタル・ワークス有限会社
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２０２号
東京都西東京市北原町２丁目16番１号野口ハイツ101号
破産者　堤　　利幸
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２２４号
東京都あきる野市伊奈1187番地３シャンペトル105号室、破産手続開始決定時の住所東京都あきる野市下代継403番地５
破産者　大口美津子
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２５５号
東京都あきる野市秋川５丁目７番地５
破産者　有限会社双葉
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５号
横浜市旭区白根町824番地の９
破産者　鈴木船舶興業有限会社
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２１号
静岡県田方郡函南町間宮20番１号
破産者　有限会社共栄食品
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６８号
三重県志摩市志摩町和具405番地１
破産者　磯和　　潤
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
滋賀県湖南市三雲3080番地の114
破産者　有限会社エロエ
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７３号
宮崎県都城市上町14街区２号
破産者　株式会社トミヤ
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部